

## 佐呂間町ボランティア連絡協議会会則

佐呂間町ボランティア連絡協議会会則（平成2年8月21日施行）の全てを改正する。

### （名称及び事務局）

第1条 この会は、佐呂間町ボランティア連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、略称をボ連協という。

2 本会の事務局を佐呂間町社会福祉協議会内に置き、事務及び会計の処理を行う。

### （目的）

第2条 本会は、佐呂間町内のボランティア団体及び個人の連絡調整、情報交換及び交流を図り、住みよい町づくりに寄与するとともに、地域福祉の向上に資することを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 役員会及び総会等会議の開催に関すること
- (2) ボランティア各団体及び個人の連絡調整、情報交換及び交流に関すること
- (3) ボランティアの資質向上に関する学習及び研修に関すること
- (4) ボランティア活動に関する情報収集及び広報に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

### （構成）

第4条 本会は、佐呂間町内のボランティア団体及び個人をもって構成する。

### （役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

### （役員を選出）

第6条 役員を選出は、次により行う。

- (1) 会長及び副会長は、代議員の互選とする。
- (2) 監事は、会長が代議員の中から選任し、総会の同意を得た者とする。
- (3) 役員に欠員が生じたときは、総会で選出する。

### （役員の仕事）

第7条 役員は、次の仕事を執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補選の場合は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、各団体の長又は団体から1名を選出するものとする。

(会議)

第10条 本会の会議は役員会及び総会とし、会長が会議の議長を務める。

2 役員会は、必要に応じ開催し、事業の企画立案及び予算案等について審議する。

3 総会は、代議員の出席により開催し、役員選任、事業計画及び予算の決定等重要な事項を決定する機関とし、会長がこれを招集する。

4 会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本会の経費は、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めのない事項で必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成20年5月31日から施行する。